

# はぴねす 健康づくりルーム開所時間の変更

4月から、保健福祉センターはぴねす 2階「健康づくりルーム」の開所時間が下表のように変わります。 エアロバイクやストレッチマシン、トレーニングマシンなどを設置しており、専門スタッフが常駐してお りますので、お気軽にお越しください。 初回利用時は講習の受講が必要です(予約制)。

利用料 1回2時間 200円

間保健福祉センターはぴねす ☎ 234 - 6123

	月	火	水	木	金	土	日
変更後	午前 9 時~ 午後 6 時	午前 9 時~ 午後 6 時	午前 9 時~ 午後 9 時	午前 9 時~ 午後 6 時	午前 9 時~ 午後 6 時	午前 9 時~ 午後 6 時	休

# 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

### 特別児童扶養手当

支給対象者 20歳未満で、身体か知的・精神に中度以上の障がい

がある児童を養育している父か母、または父母に代

わって養育している人

支給額 1級 児童1人につき月額55,350円

2級 児童1人につき月額36,860円

#### 障害児福祉手当

支給対象者 身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に

おいて常時の介護を必要とする 20 歳未満の人

支給額 月額 15.690 円

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当のどちらも、障害年金を受給 している児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象と なりません。また、受給者や同居家族などの所得制限があります。

#### 特別障害者手当

### 支給対象者

身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳以上の人(個々の詳しい基準は、下記へ問い合わせてください)

※施設(老人保健施設、障がい者支援施設など)に入所している人や、3カ月以上の入院をしている人は対象となりません。また、受給者や同居家族などの所得が制限を超えている場合は、対象とならないことがあります。

支給額 月額 28.840 円

間 福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

# 【被災者生活再建支援金】加算支援金の申請期限延長

熊本地震で一定以上の被害を受け、被 災者生活再建支援金の基礎支援金(令和3 年5月13日受け付け終了)を受給した世 帯が対象となる「加算支援金」の申請期限 が延長されました。

### 申請受け付け

期限 令和 7 年 5 月 13 日(火)

日時 月〜金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分〜午後 5 時 15 分

場所 福祉課 地域福祉係 (1階7番窓口)

#### 申請に必要なもの

- ・契約書(新築・購入・修繕・賃貸)の写し
- ・罹災世帯主名義の預貯金通帳の写し
- ・来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、保険証など)
- ・認め印(スタンプ式以外)
- ※上記以外に別途確認書類が必要になる場合があります。また、 再建状況によっては申請できない場合があります。

※新たな支援事業ではありません。すでに受給している場合は申請できませんので、ご注意ください。 詳しくは、町ホームページをご確認ください。



問 福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113